

事業報告書の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、協会の事業に関する報告書（金融サービスの提供に関する法律第34条第2項に規定する書類をいう。以下「報告書」という。）の公表義務及びその方法を定めることにより、協会の業務の透明性を高め、もって金融サービスの提供を受ける顧客の保護に資することを目的とする。

(インターネットを利用した公表の方法)

第2条 協会は、報告書を作成したときは、金融サービスの提供に関する法律第34条第2項に定めるところにより縦覧に供している又は公表しているかにかかわらず、速やかに次の各号に定めるいずれかの方法により、当該報告書を公表しなければならない。

- (1) 報告書を自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（顧客が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）
- (2) 報告書を本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法

2 本協会は、前項第2号により協会から依頼を受けた報告書を本協会のホームページに掲載するとともに、前項第1号により公表している報告書について、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置を講じなければならない。